

第7章．結婚支援業務に関わるための法的知識等

ここでは、結婚支援を行う上で、結婚に関する法的な問題について基本的な知識を理解していただきます。この知識は、結婚支援活動をする上で、基本となるものです。

(1) 結婚に関連する基本的な法律について

(2) 個人情報保護法の基本

(3) 戸籍制度

(4) 関連情報

(5) 独身証明書

n 日本国憲法第24条

日本国憲法24条では「家族生活における個人の尊厳と両性の平等」が明記

- 【1項】婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 【2項】配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。



n 民法第二章 『婚姻』

女性は長らく16歳でしたが、2022年4月から18歳になっています。

- ・ 18歳になると、夫婦になることが認められます。(第731条)
- ・ 婚姻届を提出する際には、結婚する二人の署名とそれを証明する二人の成人の証人の署名が必要です。証人は口頭でも良いとされています。(第739条)
- ・ 成年被後見人の場合、その人の後見人に反対されても、自分の意思がはっきりしてれば、結婚することができます。(第738条)

その他・・・



・ 女性は、離婚をしたり、結婚が取り消された日から100日の間は、他の男性と夫婦になることは認められません。ただし、お腹の中に赤ちゃんがいない状態で前の夫と別れた場合や出産してから前の夫と別れた場合は、100日の間でも他の男性と夫婦になることが認められます。(第733条)

・ 結婚詐欺にあった場合や、脅されて無理やり結婚をさせられた場合は、家庭裁判所に訴えて結婚を取り消すことができます。(第747条)

n 個人情報とは・・・

生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(例) 氏名、生年月日と氏名の組み合わせ、顔写真、個人識別符号

個人識別符号：その情報だけでも特定の個人を識別できる文字、番号、記号等として法令で定めがあるもの

(例) 免許証番号、マイナンバー

n 要配慮個人情報とは・・・

不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに配慮を要する情報として、法律・政令に定められた情報

(例) 人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等

個人情報に関する守るべき4つの基本ルール

個人情報の取得・利用

『勝手に使わない!』

個人情報の保管

『なくさない! 漏らさない!』

個人方法の提供

『勝手に人に渡さない!』

開示請求等への対応
(本人からの)

『お問い合わせに対応!』

扱い方が気になる・判断に迷う場合は、センターにご相談ください。

n 個人情報流出の事例

このようなことに、気をつけよう！

- ボランティア同士で利用者について話すとき、他人に聞こえる声で話をしていました。
- 利用者の情報を家族や友達に話をしていました。
- 個人情報を車などに放置した。
- メールを誤送信した。
- 不要になった個人情報を適切に破棄しなかった。

戸籍は、人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するもので、日本国民について編製され、日本国籍をも公証する唯一の制度。

n 再婚

- 結婚するカップルのうち、約 4 組に 1 組が再婚者を含む結婚である。
- 女性は、離婚が成立した日から 100 日を経過した後でなければ、再婚することができない。ただし、離婚が成立した日に妊娠していなかった場合又は女性の離婚が成立した日の後に出産した場合は再婚禁止期間の適用はない。

n 養子縁組

- 結婚するカップルどちらかに子供がいる場合は、子供の名字や戸籍を決める必要がある。
- 一般的に再婚のときは、『普通養子縁組』となるケースが高い。

普通養子縁組

養い親（養親）と養子の双方に制限が少なく、養子が成年の場合は養親と養子の同意によって成立します。養子が未成年の場合は、「養子縁組許可」を求める審判を家庭裁判所に申し立てることが必要。



特別養子縁組

父母による養子となる子供の監護が著しく困難又は不適當であること等の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると家庭裁判所に認められることで成立。

n **養子縁組せず、子を親の戸籍に入れる場合**

再婚相手とは親子関係にはならず、名字は同じとなる。

n **養子縁組せず、子を親の戸籍に入れない場合**

再婚相手とは親子関係にはならず、子供の名字は変わらない。

人権、性的指向・性自認の多様性や多様な家族形態があることに配慮が必要。

n 人権

- 「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」。
- だれにとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるもの。

人権や個人情報に対する関わり方

- 宗教、思想、信条、病歴、心身の障害の状況などの情報については、利用者が自発的に話さない限り自ら収集しないこと。
- 障害者、ひとり親、被差別部落出身者、LGBT、外国人等が利用者となることも想定されるが、利用者との対話時には、差別と指摘されるような言動や、不快感を与える言葉に気を付けること。

このようなことに、気をつけよう！

- 障害者と分かると、対応が横柄、差別的、威圧的になること。逆に、「大変ですね」「かわいそうね」などと不必要に言うこと。
- ひとり親の方に対して「片親」「シングル」などの言葉を使用すること。
- 利用者の出身地や家柄を調べたり、聞いたりすること。
- 外国人というだけの理由で、結婚支援に関し不合理な扱いをすること。